

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談	一般法律相談料	30分ごとに5000円から2万5000円の範囲内の額
書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額
訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8 % 300万円を超え3000万円以下の場合 5 % + 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3 % + 69万円 3億円を超える場合 2 % + 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16 % 300万円を超え3000万円以下の場合 10 % + 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6 % + 138万円 3億円を超える場合 4 % + 738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
調停および示談交渉事件	着手金および報酬金	訴訟事件に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、訴訟事件の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は10万円
契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2 % 300万円を超え3000万円以下の場合 1 % + 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5 % + 18万円 3億円を超える場合 0.3 % + 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4 % 300万円を超え3000万円以下の場合 2 % + 6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1 % + 36万円 3億円を超える場合 0.6 % + 156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円以上
	非事業者の顧問料	年額6万円(月額5000円)以上
日当	半日	3万円以上5万円以下
	1日	5万円以上10万円以下